

福祉用具購入費の受領委任払い制度について（事業者用）

- 燕市では、介護保険適用の福祉用具購入費の支給を、利用者に一旦10割負担してもらった後、代金の9割相当額（介護保険負担割合が2割の場合は、8割相当額）を利用者に払い戻す「償還払い」を行っています。
- これに対し「受領委任払い」は、利用者が福祉用具販売事業者へ代金の1割または2割相当額のみ支払い、本来利用者に対して支給される代金の9割相当額（介護保険負担割合が2割の場合は、8割相当額）を利用者の代わりに福祉用具販売事業者が受け取る方法です。この方法を用いれば、利用者の一時的な経済的負担を軽減することができます。
平成26年4月1日以降に販売した福祉用具について、この受領委任払いによる支給が可能になります。なお、現行の償還払いも続けて利用することができます。
- 受領委任払いを利用する際には、燕市に「福祉用具購入費受領委任払取扱登録事業者」として登録をした事業者から購入する必要があります。

1. 事業者の登録

受領委任払い制度を取り扱うためには、事前に燕市への登録手続きが必要となります。登録する際には、以下の書類を燕市介護保険係へ提出してください。

- 福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録申請書
- 誓約書

登録事業者については、市のホームページで周知するほか、介護保険係窓口で確認できるようにします。

2. 受領委任払いの取扱い手順

（1）購入者へ確認事項の確認をする

- 受領委任払いが利用できるか

次のいずれかに該当する場合、受領委任払いを利用することができませんので、購入者に対し確認をしてください。

- ① 保険料の滞納をしている場合
- ② 保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合
- ③ 介護認定の申請中であるため、要介護度が決定していない場合
- ④ 病院に入院、または施設に入所している場合

- 販売しようとする福祉用具が介護保険の対象であるか
- 利用限度額を超えていないか

福祉用具購入費受給の利用限度額は同一年度内（4月から翌年3月まで）のうち、10万円までです。この額を超えて購入する場合は全額自己負担となります。（不明の場合は介護保険係へお問い合わせください）

- 過去に同一の商品を購入していないか

過去に同一種目の福祉用具を購入していないかを確認してください。（不明の場合は介護保険係へお問い合わせください）

（2）福祉用具販売及び利用者負担額の受領

福祉用具販売事業者は、利用者が受領委任払いを希望する場合は、販売費用に1/10または2/10を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）を利用者負担額として購入者から受領します。

- 1円未満の端数は切り上げます

例1）販売額が12,345円の場合

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 12,345 \text{ 円} \times 1/10 = 1,234.5 \text{ 円} \\ &\approx 1,235 \text{ 円} \end{aligned}$$

- 同時に複数の福祉用具を販売する場合（複数の福祉用具の販売について、ひとつの領収書を交付する場合は、個々の福祉用具ごとに1/10または2/10を乗じて1円未満の端数を切り上げ、足した額を利用者負担額とします。

例2）販売額が12,345円の福祉用具と4,321円の福祉用具を各1個販売した場合

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= (12,345 \text{ 円} \times 1/10) + (4,321 \text{ 円} \times 1/10) = 1,234.5 \text{ 円} + 432.1 \text{ 円} \\ &\approx 1,235 \text{ 円} + 433 \text{ 円} \\ &= 1,668 \text{ 円} \end{aligned}$$

- 福祉用具を販売することにより、利用者が当該年度に購入した福祉用具の費用の額が支給限度基準額（同一年度内で10万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の販売費用の額に、1/10または2/10を乗じた額と支給限度基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

例3）当該年度内に既に78,895円分の福祉用具を購入している利用者に対し、65,000円の福祉用具を販売する場合

$$\begin{aligned} \text{支給限度基準額内の販売費用の額} &= 100,000 \text{ 円} - 78,895 \text{ 円} = 21,105 \text{ 円} \\ \text{支給限度基準額を超える販売費用の額} &= 65,000 \text{ 円} - 21,105 \text{ 円} = 43,895 \text{ 円} \\ \text{利用者負担額} &= (21,105 \text{ 円} \times 1/10) + 43,895 \text{ 円} = 2,110.5 \text{ 円} + 43,895 \text{ 円} \\ &\approx 2,111 \text{ 円} + 43,895 \text{ 円} \\ &= 46,006 \text{ 円} \end{aligned}$$

支給限度基準額を超える販売費用の額は、福祉用具購入費の対象とはなりません

(3) 領収証の交付及びそのほか福祉用具購入費の支給申請に必要な書類の引き渡し

福祉用具販売事業者は購入者が利用者負担額を支払った後、以下の書類を渡してください。

- ①購入した福祉用具の領収証（原本）
- ②購入した福祉用具のパンフレット等（コピー可）

利用者は上記の書類に、「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)」を添えて申請をします。

※利用者から依頼を受けた申請代行や書類作成については、福祉用具販売事業者の一任としますが当該事業者の責任のもとで行ってください。

領収証は以下の事項を記載してください。

(領収証の例—3 (2) 例3の場合)

領 収 証		平成 26 年 4 月 1 日
燕 かいご 様		
金 額	¥ 4 6 , 0 0 6 -	
但し 腰掛便座 ポータブルトイレの利用者負担額 (保険対象1割分 2,111 円、超過分 43,895 円)として 上記正に領収いたしました。		
		販売事業者名 印

3. 受領委任払いによる支給について

利用者から提出された申請書を受け付け後、以下の手順により福祉用具販売事業者に対し福祉用具購入費が支給されます。

(1) 支給決定の通知

申請内容を審査し、適当と認めた場合に保険給付分（9割または8割）の支給額を決定し、事業者に対して「福祉用具購入費支給決定通知（受領委任）」を送付します。

(2) 福祉用具購入費の支払い

燕市から福祉用具販売事業者の指定口座に、購入者が委託した福祉用具購入費支給額を振り込みます。

※申請書類に不備があった場合や、購入した福祉用具の必要性に疑義が生じた場合は、支給決定通知書等の発送や販売事業者への支払いが遅れることがあります。

〈お問い合わせ先〉

燕市役所 長寿福祉課 介護保険係
燕市吉田西太田1934番地
電話 0256-77-8177 (直通)